



ラムサール条約湿地の 新規登録候補地について（報告）

令和 7 年 2 月 4 日(火)



ラムサール条約と我が国の状況

ラムサール条約とは



CONVENTION ON WETLANDS
(Ramsar, Iran, 1971)

ラムサール条約湿地

- 箇所数
2,525湿地
- 総面積
約2億5,749 ha
(2025.1.23現在)

● 正式名称

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約

● 目的

国際的に重要な湿地及びそこに生息生育する動植物の保全と、その賢明な利用（ワイズ・ユース）の促進

● 採択 1971年2月2日（イラン・ラムサール）

● 発効 1975年

● 締約国・地域数 172か国・地域

● 湿地の定義（条約第1条1）

湿地とは、天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水（海水）であるかを問わず、沼沢地、湿原、泥炭地又は水域をいい、低潮時における水深が6メートルを超えない海域を含む。

国際的に重要な湿地を特定するための9つの基準

基準1. 各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地

基準2. 絶滅のおそれのある種又は生態学的群集の生存にとって重要だと考えられる湿地

基準3. 各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地

基準4. 生活環の重要な段階を支える上で重要な湿地

基準5. 定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地

基準6. 水鳥の種又は亜種の個体群において、個体数の1%を定期的に支える湿地

基準7. 固有な魚類の亜種、種又は科の相当な割合を支える湿地

基準8. 魚類の重要な食物源であり又は産卵場、稚魚の育成場である湿地

基準9. 鳥類以外の湿地に依存する動物の種又は亜種の個体数の1%以上を定期的に支える湿地

我が国におけるラムサール条約湿地の要件

- ① 国際的に重要な湿地であること（ラムサール条約の下での基準に該当していること）。
- ② 国の関与（自然公園法に基づく国立・国定公園、鳥獣保護管理法に基づく国指定鳥獣保護区など）により、将来にわたって、自然環境の保全が図られること。
- ③ 登録について、地元自治体等の賛意が得られること。

日本のラムサール条約湿地 位置図



日本の多様なラムサール条約湿地

ラムサール条約における「湿地」の定義は広く、
日本では様々なタイプの湿地を登録



湿原(釧路湿原)



河口干潟 (藤前干潟)



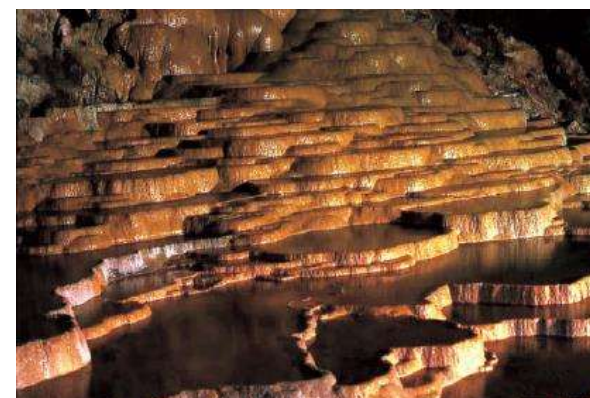
水田(蕪栗沼・周辺水田)



マングローブ林(名蔵アンパル)



サンゴ群集(串本沿岸海域)



地下水系(秋吉台地下水系)

猪苗代湖の登録に向けて

新規登録候補地：猪苗代湖

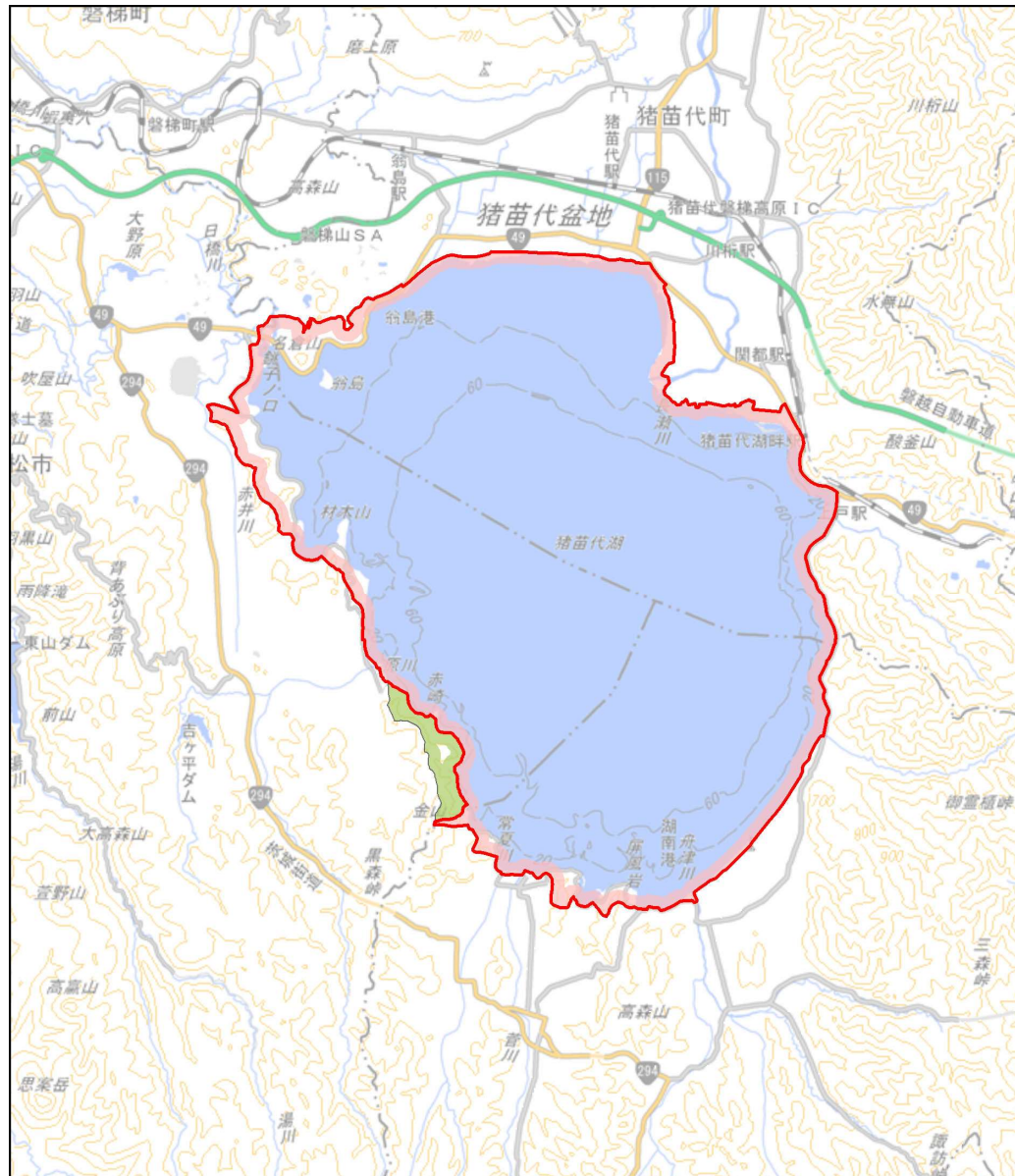
- 所在地：
福島県郡山市、会津若松市 及び猪苗代町
- 登録面積：10,960 ha
- 担保措置：
磐梯朝日国立公園第2種特別地域



写真提供：郡山市



登録予定区域と磐梯朝日国立公園による保護



磐梯朝日国立公園 (猪苗代地域)



凡 例

 ラムサール条約登録範囲

磐梯朝日国立公園(磐梯吾妻/猪苗代地域)

 第2種特別地域

 第3種特別地域

猪苗代湖 適用する登録基準

< 基準 1 >

各生物地理区（世界の生物相を大まかに分ける地図）内で、代表的、希少又は固有な湿地タイプを含む湿地

- 湖の東岸をほぼ南北に走る川桁断層に伴う陥没によって形成された湖盆の西側が、その後の磐梯山や猫魔ヶ岳の噴出物や泥流によって堰き止められた湖。
- 流入河川において酸性河川水と中性河川水が合流して中和され、その過程で生産される水酸化物などが汚濁物質を吸着して湖底に沈殿する凝集塊により、自然浄化機能を有し、水質は、透明度が高く、湖面積のわりに水質指標が極めて良好に保たれていると考えられている。
- コハクチョウ等が餌場や休息場として利用している猪苗代湖周辺の水田は、猪苗代湖から供給される用水により営農されている。



写真提供：猪苗代町

猪苗代湖 適用する登録基準

< 基準 3 >

各生物地理区の生物多様性を維持するのに重要と考えられる湿地

➤ 猪苗代湖及びその周辺における動物相

鳥類	哺乳類	両生類	魚類	昆虫類	貝類	甲殻類
39科 111種	12科 21種	2科 4種	9科 26種	8科 18種	6科 11種	2科 6種

➤ 植物相では水生植物が35科100種、水生植物以外の植物が23科705種確認されている。

➤ これら動植物のうち、333種（動物170種、水生植物50種、陸生植物113種）がLCを含めたIUCNレッドリスト掲載種となっている。



写真提供：郡山市

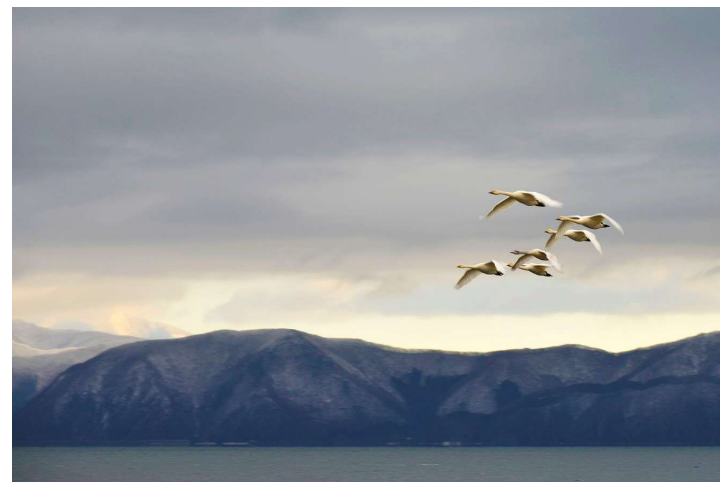
< 基準 6 >

水鳥の種又は亜種の個体群において、個体数の 1 % を定期的に支える湿地

- 猪苗代湖においては、コハクチョウ (*Cygnus columbianus bewickii*) がこの基準に該当する。
- 日本/朝鮮非繁殖個体群であるコハクチョウは、日本と朝鮮半島で生息する唯一の個体群であり、本基準の 1 % は 450 羽である。本サイトにおけるコハクチョウの個体数は、直近 5 年のうち 4 年は 450 羽を超えていることから、1 % 基準を満たしている。

表：年度ごとコハクチョウの飛来数

年度	2020	2021	2022	2023	2024
飛来数	1,322	711	772	427	774



写真提供：郡山市

猪苗代湖の保全・湿地教育等の取組、湖水利用



学校教育
(猪苗代湖子ども交流会)



環境学習会
(水生生物観察)



環境学習会
(安積疏水)



クリーンアクション
(ヨシ刈り)



クリーンアクション
(ヒシ刈り)



夏の利用 (湖水浴)

最近の動き

ラムサール条約第15回締約国会議（COP15）について



- 期 間 **2025年7月23日（水）～31日（木）**
- 場 所 ジンバブエ共和国 ヴィクトリア・フォールズ
- 参加者 締約国、国際機関、NGO等
- テーマ “湿地を守ろう わたしたちの未来のために”
- 主要議題 条約実施に関する報告、第5次戦略計画策定、
湿地自治体認証・ラムサール賞授与 等
- その他 環境省主催のサイドイベント、展示ブースの出展 等



ラムサール条約湿地自治体認証について

- 条約決議XII.10に基づき、**湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発に関する国際基準を満たす自治体**を評価し認証するスキーム
- わが国においては、**新潟市（新潟県）及び出水市（鹿児島県）**の2市に加えて、本年1月には、**名古屋市（愛知県）**も3例目の自治体として認証を受けたところ
- 本年7月の締約国会議において、名古屋市には、**条約事務局より証書が授与**される
- 有効期間は認証から**6年間**とされ、その後も基準を満たす場合は、更新が可能



【COP14会場の様子（2022年・ジュネーブ）】

（左）COP14に出席した新潟市長、出水副市長及びジュネーブ代表部本清大使

（右）環境省主催のサイドイベントにおいて、出水市長からのビデオメッセージを放映し、自治体の取り組みを紹介